平成２５年（フ）第１６９号
岡山県倉敷市宮前287番地161
債務者　井上　春江
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
岡山県倉敷市南畝３丁目６番２号
債務者　細川　明子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
高知市鴨部１丁目11番２―2402号
債務者　藤原　和子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５４号
高知市塚ノ原57番地１　リバティハウス102
債務者　上田　和子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６０号
高知市薊野西町３丁目35番35号　セゾンＳＡＫＡＭＯＴＯ２Ｆ203号
債務者　村田　光絵
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９３号
鹿児島県鹿児島市吉野町2215番地　オーディーフィールドＣ―202号
債務者　矢島　麻美
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2605番地18
債務者　伊藤　昌代
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
鹿児島県鹿児島市上福元町3416番地３　コーポ広102号
債務者　有水　季世
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目１番15号
債務者　塚本　美紀
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市武２丁目７番20号
債務者　田島　明美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目30番８号　宇宿リバーハイツ201号
債務者　森　　公宏
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６６号
熊本県八代市新町６番１号　105
債務者　畑中　明美
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月28日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第６５号
栃木県佐野市吉水町896番地６
債務者　新井　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第７０３号
東京都西東京市谷戸町２丁目１番75―1410号
債務者　加地麻友子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２５号
静岡県浜松市中区上島２丁目11番５号　ビバリーハウス上島Ａ102、前住所静岡県浜松市中区和合町27番地の190　和合第二208
債務者　森　　淳平
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１６２０号
横浜市瀬谷区本郷３丁目48番地10　ハイツモリヤ102
債務者　村上　一巳
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２１号
横浜市瀬谷区本郷３丁目48番地10　ハイツモリヤ102
債務者　村上　恵美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部